

北上市議会議長
八重樫 七 郎 様

2021年5月27日

請願者 岩手県花巻市四日町3丁目13-10
岩手県教職員組合花北遠野支部
支 部 長 高 橋 克 典
(TEL 0198-23-5234)



岩手県北上市柳原町3-13-10
岩手県教職員組合花北遠野支部和賀支会
支 会 長 多 田 啓
(TEL 0197-64-7311)



紹介議員
北上市議会議員

藤本金樹 
高橋晃大 
小原敏道 
三宅靖 
鈴木健二郎 
星 敦子 

義務教育費国庫負担制度堅持と拡充、教育予算拡充
教職員定数改善 及び 30人以下学級の実現を求める請願

< 請願趣旨・理由 >

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」で国庫負担率を2分の1から3分の1に引き下げられました。地方交付税全体が削減される中、各自治体では厳しい財政状況にもかかわらず、独自予算で臨時・非常勤職員など加配措置を進め対応をしています。しかし、自治体の財政規模によって教育格差が生じることは大きな問題です。子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であることから、すべての地域において必要な教職員を確保するための財源保障として、国の負担割合を2分の1に復元することは不可欠です。また、学校施設の老朽化や耐震不足への対応、通学路の安全確保など、教育環境の整備に関する教育予算全体の拡充も求められています。

現在、学校現場ではこれまでの教育課程に加えて、新型コロナウイルス感染症による学びの保障や心のケア、感染症対策など教職員が対応に追われ不断の努力を続けています。外国語教育やICT教育への対応や、貧困、いじめ、不登校、個別に支援が必要な児童への対応など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間、児童生徒一人ひとりの心の成長や諸課題に向き合う時間を十分に確保することが重要です。そのためには、加配措置ではない定数改善計画に基づく教職員の定数改善が不可欠です。

20年度末に改正義務標準法が成立し、小学校の学級編成標準が35人に引き下げられたことは、教育現場が長らく求めてきた制度の実現であり、これまで各自治体が意見書提出を継続して取り組んできた成果だと言えます。しかし、定数増への対応は加配定数からの振替であり、実質的な定数増にはなっていません。日本の1学級あたりの児童生徒数は、OECD諸国と比べてまだまだ多く、一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、OECD諸国並みに1クラスの学級規模を引き下げる必要があります。

子どもたちのゆたかな学びの保証と教育環境を整えるため、2022年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出をお願いいたします。

記

1 請願事項

- (1) 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国負担割合を2分の1に復元すること。
- (2) 学校設備整備費、就学援助費、学校図書費、学校・通学路の安全対策費など、地方交付税を含む国の教育予算を拡充すること。
- (3) 子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。
- (4) OECD諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため、30人以下学級の学級規模をめざし、さらに少人数学級を推進すること。

2 要請先

内閣総理大臣 衆議院議長 参議院議長 文部科学大臣 財務大臣 総務大臣